

測量・建設コンサルタント等の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 24 年 4 月
大阪府都市整備部

測量機器の検定証明書について

大阪府都市整備部では、平成 24 年度から測量業務において、業務で使用する主たる測量機器の所有を求めています。測量機器の検定証明書については、国土地理院の取扱いと同様、下記の測量機器検定機関の証明書のみを有効といたしますのでお知らせいたします。

記

○測量機器検定機関

- ・日本測量協会
- ・日本測量機器工業会

問い合わせ先
都市整備部 事業管理室 契約管理グループ
TEL 06-6941-0351(内線 2914)